

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

いちき串木野市は、鹿児島県の薩摩半島北西部、日本三大砂丘の一つ吹上浜の北端に位置し、商業地としての歴史を持つ旧市来町と東シナ海に面し良港をもつ旧串木野市が平成 17 年 10 月 11 日に合併して誕生した市である。

また、県都鹿児島市まで約 30 km に位置し、市中心部を縦断する国道 3 号のほか、南九州西回り自動車道のインターチェンジが市内に 2 つあることや、JR の駅が 3 つあるなど交通の面において利便性の良い市となっている。

本市の人口は、合併時には 32,993 人であったが、令和 2 年に行われた国勢調査によると 27,490 人と減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月公表）の推計によると人口減少が続く見込みとなっている。

また、産業別就業人口の構成を見ると、第一次産業は 732 人（5.8%）、第二次産業は 3,535 人（27.8%）、第三次産業は 8,355 人（65.8%）となっている。

個別分野では医療・福祉業が 2,338 人、製造業が 2,331 人となっており、主に医療・福祉業と製造業が地域の雇用と経済を牽引している。また、市内企業の約 97% が従業員 50 人以下となっており、市内の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その一方で、中小企業は、製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。

このような中、いちき串木野市では、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の投資を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件以上（年平均 10 件）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

いちき串木野市の産業は、農林水産業や製造業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が、本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第

1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

いちき串木野市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に位置している。中小企業が設備投資を行いやすい環境を整えることで、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、いちき串木野市全域とする。

(2) 対象業種・事業

○対象業種

いちき串木野市の産業は、農林水産業や製造業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、対象とする業種は、全業種とする。

○対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は 2 年間(令和 7 年 7 月 11 日～令和 9 年 7 月 10 日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組及び賃上げ方針の無い取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更に伴うものについては、当該先端設備等の導入により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながることなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものは認定の対象とする。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、健全な地域経済の発展に資するため、先端設備等導入計画の認定の対象としない。